

処理コード	
3 2 1 5	0 3



3 2 1 5 0 3

新農業者年金

農業者老齢年金裁定請求書

昭和32年4月2日
以降生まれの者用

(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 1 0 0 1 1 0 0 0 3 0
(2) 特例付加年金証書の記号番号	5
(フリガナ)	ノウネン アキオ
① 農業委員会において、住所地の市区町村符号を記入してください。	農年 明雄
(3) 生年月日	2 昭和 3 2 年 0 9 月 1 8 日 (5) 性別 (男) ① (女) 2
(6) 住所	★ 住所地の市区町村符号 (フリガナ) トウキョウト ミナト 3-3 東京都 港区 3-3
(7) 請求年月日	4 令和 0 7 年 0 9 月 1 7 日 (8) ① 65歳未満での支給希望の請求者 ② 65歳以上での支給希望の請求者
② どちらかにチェック☑を記入してください。	① 公金受取口座を利用する ☐ 公金受取口座を利用する場合は、「個人番号通知書」と「この請求書の写し」を基金に郵送してください。 ② 振込口座を指定する ☒ 振込口座を指定する場合は、以下の口座番号及び口座名を記入してください。
20	※ 金融機関共同コード 口座番号 5 0 7 7 0 3 0 0 0 0 0 0 0 7 (フリガナ) トウキョウミライ ホンデン 東京みらい ③ 口座番号等確認欄 (どちらかにチェックを受けてください) ・ご自身が通帳等の写しを添付しました ☐ ・金融機関担当者において確認しました ☒
00	A 申告書表示 区分 0 配偶 0 扶養 0
30	× 基金記入欄 B C D E

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。

(10) 新農業者老齢年金を請求する場合は、必ず下欄「注意事項」をご確認の上、「確認書」にご自身でチェックしてください。

新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項

- 1 新農業者老齢年金の年金額は、裁定請求書を最初にJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金現価率で除した額となり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。
- ④ 請求者の方が、注意事項をご確認の上、チェック☑を記入してください。
- 年金原資の額と年金現価率が異なり、年金額に差が生じることがあります(誕生日の前日から誕生日の前月の末日)に請求を行えば、誕生日後の年齢に対応した年金額で12ヶ月分を受給できます。)。支払するために、裁定後は貴方の年金原資を全額債券運用とするなど運用方法を変更します。については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

新農業者老齢年金の請求をする場合の確認書

私は、上記の「新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項」について承知の上、新農業者老齢年金の支給を請求します。 ☐ (請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

- ⑤ (9)の「公金受取口座を利用する」にチェック☑した場合のみ、チェック☑を記入してください。

※JA記入欄			
(9) 欄において、「公金受取口座を利用する」が選択されている場合は、手続等の説明を行った ☐			
農林漁業団体統一コード			
種別	都道府県	団体コード	支所コード
0	1 0	1 1 0	A A A
TEL 03 - 1234 - 5678			
※受付印			
⑥ JAの受付印を押印してください。			

農業委員会の住所地符号			
都道府県	市区町村コード		
2 0	1 1 0		
TEL 03 - 9876 - 5432			
★受付印			
⑦ 農業委員会の受付印を押印してください。			

×基金記入欄	
×受付印	



7 0 0 1 6 6 5 7

処理コード									
1	2	1	4	0	1				

農業者年金

農業者老齢年金裁定請求書



1 2 1 4 0 1

(1) 農業者年金被保険者証の 記号番号	1	2	3	4	5	1	0	0	1	1	0	0	0	3	0							
(フリガナ)	ノウネン アキオ																					
① 農業委員会において、 住所地の市区町村符号 を記入してください。	2	3	2	0	9	1	8	(4) 性別	※性別の記載方法は自由です。													
(5) 住所	住所地の市区町村符号					(フリガナ) トキョウト ミナトク 3-3																
12	郵便番号					東京都 港区 3-3																
1 4 0 - 0 0 0 0 0					4	0	7	0	9	1	7											
20	② どちらかにチェックを 記入してください。					① 公金受取口座を利用する ☐					③ 「ご自身が通帳等の写しを添付しまし た」にチェックした場合は、通帳の写 しを添付してください。											
年金の振込を希望する金融機関 (①又は②のいずれかにチェックしてください)					② 振込口座を指定する ☒					振込口座を指定する場合は、以下の口座番号及び金融機関名を記入し												
※ 金融機関共同コード					預金種別					口座番号												
5 0 7 7 0 3 0					1 普					0 0 0 0 0 0 7												
(フリガナ) トキョミライ					ポテン					③ 口座番号等確認欄 (どちらかにチェックを受けてください)												
東京みらい					○農協・銀行・信漁連 ・信金・信組・信用金庫					・本所・支所・出張所 ○支店・店												
30	×	基金記入欄	A	B	2	3																

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆう
口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してくださ

(8) ★ 国民年金資格との突合結果

この請求者は農業者年金基金から送付された受給資格との不整合リストに該当していない。

○ 該当していない

どちらかに、○を付けてください。

・ 該当している

不整合リストに該当している場合は、資格訂正届を 年 月 日 に提出している。

(注) 資格訂正届を提出した年月日を記載してください。

⑤ 生年月日が確認できる書類を添付してください。
(有効期限があるものは有効期限内のもの)

(9) ※ 生年月日を確認できる書類の添付 確認した
..... ☒

※ JA 記入欄	<table><tr><td colspan="6">農林漁業団体統一コード</td></tr><tr><td>種別</td><td>都道府県</td><td colspan="4">団体コード</td></tr><tr><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr></table> TEL 03 - 1234 - 5678	農林漁業団体統一コード						種別	都道府県	団体コード				0	1	0	1	1	0	(7) 欄において、「公金受取口座を利用する」が 選択されている場合は、手続等の説明を行った ☐	※ 受付印	⑦ JAの受付印を押印 してください。 ※65歳誕生日の前日以 降の日付で押印してく ださい。
農林漁業団体統一コード																						
種別	都道府県	団体コード																				
0	1	0	1	1	0																	
★ 農業委員会記入・ 確認欄	<table><tr><td colspan="5">農業委員会の住所記号</td></tr><tr><td>都道府県</td><td colspan="4">市区町村コード</td></tr><tr><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr></table> TEL 03 - 9876 - 5432	農業委員会の住所記号					都道府県	市区町村コード				2	0	1	1	0	⑥ (9)の「公金受取口座を利用する」 にチェックした場合のみ、チェックを 記入してください。	★ 受付印	⑧ 農業委員会の受付印 を押印してください。			
農業委員会の住所記号																						
都道府県	市区町村コード																					
2	0	1	1	0																		
×	基金記入欄	×	受付印																			



7 0 0 1 6 6 5 6

処 理 コ ー ド

3 2 6 0 0 1

新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届

A 面



00	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	(記号)	1 2 3 4 5	(番号)	1 0 0 1 1 0 0 0 3 0
	(2) 農業者老齢年金証書の記号番号	(記号)	4	(番号)	
	(フリガナ)	ノウネン アキオ			
	(3) 氏名	農年 明雄			
	(4) 生年月日	2 昭和 3 2 年 0 9 月 1 8 日	(5) 性別	(男) ① (女) 2	
10・12	(6) 住所	郵便番号	1 4 0 - 0 0 0 0	(フリガナ)トキョウト ミナトク 3-3	東京都 港区 3-3
00	(7) 提出年月日 (農業委員会受付年月日)	4 令和 0 7 年 0 9 月 1 7 日			
20	(8) 農業を営む者でなくなった日	4 令和 0 7 年 0 8 月 0 1 日			
(9)	基準日（農業を営む者でなくなった日の1か月前の日）現在農業に供していた農地等及び農業用施設及び基準日後1か月以内に取得又は返還を受けた農地等及び農業用施設の有無 (該当する方に、○印を付けてください。)	農地及び採草放牧地	○ ・ 無		
		特定農業用施設	○ ・ 無		
		一般農業生産施設	有 ・ 無		
(10)	家族経営協定を破棄すること等により、農業を営む者でなくなった	有 ・ 無	(配偶者等の氏名) [氏名] (配偶者等の生年月日) [昭和 年 月 日] (配偶者等の農業者年金被保険者証の記号番号) (-)		
(11)	農業を営む法人の常時従事者たる構成員又は共同利用施設等の構成員ですか	有 1 無 ②	(12)	左の者でなくなった	はい 1 いいえ 2
25	× 基金記入欄	(A) 継承方法区分	1 2 3	(B) (C)	① 農業委員会において、必ずチェック☑を記入してください。

★ 確認欄 農業委員会記入・	農業委員会の住所地符号	都道府県	市区町村コード	特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明 ☐	★ 受付印
	2 0 1 1 0				
	TEL 03 - 9876 - 5432				
					② 農業委員会の受付印を押印してください。

× 基金記入欄		× 受付印	
---------	--	-------	--



30	後継者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(13) 氏 名	(14) 生 年 月 日	③ 後継者に農地又は農業用施設を処分した場合は、必ず請求者と後継者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等）を添付してください。		（場合は不要）	
		農年 一郎	1 大正 ② 昭和 3 平成				5
		(16) 届出者との続柄	(17) 農業従事年数・月数	続柄を確認できる書類の添付・・・ ☒			
① 長男 4 養子 その他 2 長男以外の息子 5 孫 7 の直系 3 姉 6 直系卑属の配偶者 卑属	1 通 算 ② 継 続	年 数 ・ 月 数 1 0 0 0					

④ 農地の処分状況は次の書類を確認した上で、記入及び添付してください。

40	(18) 氏 名	(19) 生 年 月 日	(20) 住 所
	【農地法による移転又は設定の場合】		
	・農地法第3条の許可申請書・許可書の写し ・贈与又は売買契約書の写し（権利移転の場合） ・賃貸借又は使用貸借契約書の写し（権利設定の場合）		
50	【農用地利用集積等促進計画（農用地利用集積計画）による移転又は設定の場合】		
	・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項に基づく公告の写し又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく公告の写し等 ・農用地利用集積等促進計画（各筆明細）又は農用地利用集積計画（各筆明細）の写し		
	【農地等の返還の場合】		
53	・農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の場合） ・合意解約書（使用貸借の場合）		
	※ 処分方法等により、上記以外の書類が必要となる場合があります。 様式第K11号の添付書類の詳細は「農業者年金業務の手引き P.197及びP.310～311」を参考にしてください。		
	の 処 分 状 況		
用収益権の設定の面積		使用収益権の消滅の面積	

50 53	農地及び採草放牧地の処分の状況	基準日現在の農地等	所有権に基づくもの (自作地)	(24) 12900 m ²	後継者 (29)	m ²	(37) 12900 m ²	(45) 3000 m ²	
			使用収益権に基づくもの (小作地)	(25) 3000 m ²	後継者 (31)	m ²	(39) m ²		
		基準日後に取得又は返還を受けた農地等	所有権に基づくもの (自作地)	(26)	m ²	後継者 (33)	m ²		(41) m ²
				(27)	m ²	後継者 (35)	m ²		(43) m ²
			使用収益権に基づくもの (小作地)	(28)	m ²	後継者 (36)	m ²		(44) m ²
				(29)	m ²	後継者 (37)	m ²		(45) m ²
	農地等の合計		(28) 15900 m ²	後継者 (47)	12900 m ²	(48)	m ²	(46) m ²	

54	(49) 使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれていましたか	有 1 無 ②	(50) 自留地	0 m ²	(51) 土地収用法等により処分された面積	0 m ²
----	---------------------------------	------------	----------	------------------	-----------------------	------------------

★ 農地等の処分についての添付書類のチェック

- (29) 欄～(44) 欄についての処分が確認できる書類の添付・・・☒ ○ (51) 欄についての処分が確認できる書類の添付・・・☐
 （「添付資料一覧」の4、5、6、8の書類） （「添付資料一覧」の9～13の書類）
- (45) 欄～(46) 欄についての返還が確認できる書類の添付・・・☒ **4** -
 （「添付資料一覧」の7、または契約期間満了の場合は契約時の5、8の書類）

農業者年金被保険者証 の記号番号	(記号)	(番号)
	1 2 3 4 5	1 0 0 1 1 0 0 0 3 0
農業者老齢年金証書の 記号番号	(記号)	(番号)
	4	
氏名	農年 明雄	

(52) 特定農業用施設及び一般農業生産施設の処分の内訳

	1 特定農業用 施設又は一 般農業生産 施設の別	2 施設の種類	3 施設の所在			4 面 積 (一階床面積)	5 権利の種類	6 特定農業用 施設の残存 耐用年数	7 基準日後取得 又は返還を受け た施設ですか	8 処分の方法 (該当する方法に○印 を付けてください)			9 処分の相手方 (8が1, 2の 場合のみ記入 してください)
			市区町村名	大字及び字名	地 番					1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更		
60	① 特定 2 一般	温室	港区	西新橋	1-2	m ² 100	① 所有権 2 所有権 以外	年 月 15 02	1 はい ② いいえ	1 移転 ② 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	① 後継者 2 第三者	
61	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
62	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
63	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
64	1 特定 2 一般									1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
65	1 特定 2 一般									1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
66	1 特定 2 一般									1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
67	1 特定 2 一般									1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
68	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
69	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
70	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
71	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	
72	1 特定 2 一般					m ²	1 所有権 2 所有権 以外	年 月	1 はい 2 いいえ	1 移転 2 設定 3 消滅	4 収用等 5 供用廃止 用途変更	1 後継者 2 第三者	

⑤ 特定農業用施設の処分がある場合は、必ず残存耐用年数を記入してください。

⑥ 農業用施設の処分状況は次の書類を確認した上で、記入及び添付してください。

【贈与、貸借契約の場合】

- ・農業生産施設売買・贈与契約書（権利移転の場合）
- ・農業生産施設賃貸借・使用貸借契約書（権利設定の場合）

【農業用施設の返還の場合】

- ・賃貸借・使用貸借中途解約書

※ 処分方法等により、上記以外の書類が必要となる場合があります。

各様式の見本は、「農業者年金業務の手引き P.224～P.226」を参考にしてください。

73	(53) 特定農業用施設の使用収益権の消滅の相手方に 配偶者が含まれていましたか	有 1 無 2
----	---	------------

(注) この用紙で足りない場合は、コピーして使用してください。

★ 施設の処分についての添付書類のチェック
権利の移転又は設定に関する相手方との契約書の写等（「添付資料一覧」の14、15の書類）・・・ ☒

(54) 農業に従事していた証明書

(後継者又は新規参入者)

(氏名)
農年 一郎⑦ 農業委員会会長、JA組合長、農業委員、民生委員
又は町内会長等から証明を受けてください。

算 年 月 間

継続 10 年 00 月 間

農業に従事していたことを証明します。

役職名 農業委員
住所 東京都港区5-5
氏名 田畑 育男

令和 07 年 09 月 17 日

(55) ★ 一般農業生産施設を供用廃止又は用途変更した場合の農業委員会による確認書

(届出者の氏名)

(氏名)
農年 明雄

が、令和 年 月 日に供用廃止又は用途変更した一般農業生産施設内に家畜等の棚卸資産が存在していないことを確認しました。

令和 年 月 日 農業委員会会長 (氏名)

(56) ★ 農地等又は特定農業用施設の使用収益権の消滅の相手方

「農地等配偶者返還届」(様式第K13号)が、返還
に農業委員会へ提出され、新たな農業者の確保に資す⑧ C面の一般農業生産施設の処分方法が「供用廃止」
又は「用途変更」に該当するときは、農業委員会会長の
証明が必要となります。

兄

日

(57) ★ 審査確認欄

当該経営継承が適格であり、こ
事実と相違ないことを確認しま⑨ 「経営移譲管理カード」に基づき、
各諸名義の確認状況を記入してくだ
さい。

令和 07 年 09 月 17 日

★ 諸名義関係チェック欄 (該当に○印) 経営移譲管理カードにより転記 (一致) すること。			
該 当 諸 名 義	変 更 済	変 更 予 定	名 義 な し
農業共済の加入名義		○	
経営所得安定対策等 交付金の申請名義		○	
農業所得納税申告名義		○	

★ 審査確認年月日を記入してください。

後継者への経営継承の場合は3つの諸名義
チェック欄すべてに○印を付けてください。第三者への経営継承の場合は農業共済の
加入名義及び経営所得安定対策等交付金の
申請名義のチェック欄に○印を付けてくだ
さい。名義を持たないものは、「名義なし」欄に
○印を付けてください。

★ 家族経営協定を破

⑩ 請求者の方が、特例付加年金を受給するための事前指導を受け、
かつ特例付加年金の受給要件及び受給後の支給停止等の内容をご理
解の上、チェック☑してください。本人
確
認
欄特例付加年金を受給するための事前指導を受け、かつ特例付加年金の支給要件及び受給後の支給停止等の
内容を理解した上で、上記のとおり提出します。☐

(請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

〔別紙〕 ※経営継承の相手方が複数となる場合に、この用紙に記入して添付してください。

31	後継者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(13) 氏 名	(14) 生 年 月 日			(15) 住 所 (届出者と同一の場合は不要)			
			1 大正 2 昭和 3 平成	年	月	日			
		(16) 届出者との続柄					(17) 農業従事年数・月数		★ 続柄を確認できる書類の添付・・・ ☒
		1 長男 2 長男以外の息子 3 娘	4 養子 5 孫 6 直系卑属の配偶者	その他 7 の直系 卑属	1 通 算 2 継 続	年 数 ・ 月 数			

41	第三者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(18) 氏 名	(19) 生 年 月 日			(20) 住 所			
			1 大正 2 昭和 3 平成	年	月	日			
		(21) 農業への新規参入者の該当の有無	1 有 2 無	(22) 農業従事年数・月数		1 通 算 2 継 続	年 数 ・ 月 数		
		新規参入者へ農地等及び特定農業用施設を処分した場合に記入すること							

⑪ 処分相手が複数の場合は、記入してください。

42	第三者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(18) 氏 名	(19) 生 年 月 日			(20) 住 所			
			1 大正 2 昭和 3 平成	年	月	日			
		(21) 農業への新規参入者の該当の有無	1 有 2 無	(22) 農業従事年数・月数		1 通 算 2 継 続	年 数 ・ 月 数		
		新規参入者へ農地等及び特定農業用施設を処分した場合に記入すること							

43	第三者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(18) 氏 名	(19) 生 年 月 日			(20) 住 所			
			1 大正 2 昭和 3 平成	年	月	日			
		(21) 農業への新規参入者の該当の有無	1 有 2 無	(22) 農業従事年数・月数		1 通 算 2 継 続	年 数 ・ 月 数		
		新規参入者へ農地等及び特定農業用施設を処分した場合に記入すること							

44	第三者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(18) 氏 名	(19) 生 年 月 日			(20) 住 所			
			1 大正 2 昭和 3 平成	年	月	日			
		(21) 農業への新規参入者の該当の有無	1 有 2 無	(22) 農業従事年数・月数		1 通 算 2 継 続	年 数 ・ 月 数		
		新規参入者へ農地等及び特定農業用施設を処分した場合に記入すること							

45	第三者に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	(18) 氏 名	(19) 生 年 月 日			(20) 住 所			
			1 大正 2 昭和 3 平成	年	月	日			
		(21) 農業への新規参入者の該当の有無	1 有 2 無	(22) 農業従事年数・月数		1 通 算 2 継 続	年 数 ・ 月 数		
		新規参入者へ農地等及び特定農業用施設を処分した場合に記入すること							

(23) 法人に農地等及び特定農業用施設を処分した場合	法人の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の住所	

処理コード	
3 2 1 5	0 4



新農業者年金

特例付加年金裁定請求書

昭和32年4月2日
以降生まれの者用

(1) 農業者年金被保険者証 の記号番号	1 2 3 4 5	1 0 0 1 1 0 0	0 3 0
(2) 農業者老齢年金証書 の記号番号	4 0 0 0 0	0 0 0 0 0	
(フリガナ)	ノウネン アキオ		
(3) 氏名	農年 明雄		
① 農業委員会において、 住所地の市区町村符号 を記入してください。	2 昭和 年 0 月 1 日	(5) 性別 男 女	① 2
(6) 住所	★住所地の市区町村符号 (フリガナ) トキョウト ミナト 3-3 東京都 港区 3-3		
郵便番号	1 4 0 0 0 0 0		
請求年月日	4 令和 年 0 月 1 日	(8) ① 65歳未満での支給額減額の請求をする ② 65歳以上で	
② どちらかにチェック☑を 記入してください。	① 公金受取口座を利用する ☐ 公金受取口座を利用する場合は、「個人 及び「この請求書の写し」を基金に郵送 ② 振込口座を指定する ☒ 振込口座を指定する場合は、以下の口座		
チェックしてください)	※ 金融機関共同コード 口座番号 5 0 7 7 0 3 0 0 0 0 0 0 7 (フリガナ) トキョウミライ ホテン 東京みらい ①農協・銀行・信漁連 ②本所・本店・出張所 ・信金・信組・労金 ・支所・支店・店		
20	③ 口座番号等確認欄 (どちらかにチェック を受けてください) ・ご自身が通帳 等の写しを添付 しました ☐ ・金融機関担当 者において確認 しました ☒		
00	× 基金記入欄 A 申告書表示 区分 0 配偶 0 扶養 0 B C		
40	④ 「ご自身が通帳等の写しを添付しまし た」にチェック☑した場合は、通帳の写 しを添付してください。		
30	(10) 農業を営む者でなくなったことの届を提出後、農業を営む法人の構成員であった。 1 構成員であった 2 構成員でなかった (11) 農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなった日		

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、
口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。

(12) 特例付加年金を請求をする場合は、必ず下欄「注意事項」をご確認のうえ、「確認書」に、ご自身でチェックしてください。

特例付加年金の請求をする方への注意事項

- 特例付加年金の年金額は、裁定請求書を最初にJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金現価率で除した額となり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。このため、請求日によって年金原資の額と年金現価率が異なり、年金額に差が生じることがあります(誕生日の前日から誕生月の末日まで(1日が誕生日の方は前月の末日)に請求を行えば、誕生日後の年齢に対応した年金額で12ヶ月分を受給できます。)。また、特例付加年金については、死亡一時金はありません。
- 年金を将来にわたり確実に支払うために、裁定後は貴方の年金原資を全額債券運用とするなど運用方法を変更します。このため、一度裁定された年金については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

特例付加年金を請求する場合の確認書

私は、上記の「特例付加年金の請求をする方への注意事項」について承知の上、特例付加年金の支給を請求します。

☐ (請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

⑤ 請求者の方が、注意事項をご確認の上、
チェック☑を記入してください。



(13) ★ 審査確認欄

この裁定請求書の記載及び確認内容は、事実と相違ないことを確認しました。 また、請求者は、経営継承に必要な農地等及び特定農業用施設等を保有していないことを確認しました（自留地を除く）。 令和 07 年 09 月 17 日	★ 諸名義関係チェック欄（該当に○印） 経営移譲管理カードより転記（一致）すること。			
	該 当 諸 名 義	変 更 済	変 更 予 定	名 義 な し
	農業共済の加入名義		○	
	経営所得安定対策等 交付金の申請名義		○	
	農業所得納税 申告名義		○	/

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。後継者への経営継承の場合は3つの諸名義チェック欄すべて

⑥ 請求者の方が、特例付加年金を受給するための事前指導を受け、かつ特例付加年金の受給要件及び受給後の支給停止等の内容をご理解の上、チェック☑してください。

(14) 本人確認欄	特例付加年金を受給するための事前指導を受け、かつ特例付加年金の受給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり請求します。 ☐（請求者ご自身で必ずチェック☑してください。）
---------------	---

※ JA記入欄	<table><tr><td colspan="4">農林漁業団体統一コード</td></tr><tr><td>種別</td><td>都道府県</td><td>団体コード</td><td>支所コード</td></tr><tr><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1 1 0 A A</td></tr></table> TEL 03 - 1234 - 5678 特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明を行った ☒ (9) 欄において、「公金受取口座を利用する」が選択されている場合は、手続等の説明を行った ☐	農林漁業団体統一コード				種別	都道府県	団体コード	支所コード	0	1	0	1 1 0 A A	※ 受付印	⑨ JAの受付印を押印してください。 ※様式第K11号の農業委員会受付日以降の日付で押印してください。
農林漁業団体統一コード															
種別	都道府県	団体コード	支所コード												
0	1	0	1 1 0 A A												

★ 農業委員会記入・確認欄	<table><tr><td colspan="4">農業委員会の住所地符号</td></tr><tr><td>都道府県</td><td>市区町村コード</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>1 0</td></tr></table> TEL 03 - 9876 - 5432 特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明を行った ☒	農業委員会の住所地符号				都道府県	市区町村コード			2	0	1	1 0	★ 受付印	⑩ (9)の「公金受取口座を利用する」にチェック☑した場合のみ、チェック☑を記入してください。 ⑪ 農業委員会の受付印を押印してください。
農業委員会の住所地符号															
都道府県	市区町村コード														
2	0	1	1 0												

× 基金記入欄	⑩ 農業委員会において、必ずチェック☑を記入してください。	× 受付印
------------	--------------------------------------	----------